

	<h1>全国センター通信</h1>	毎月1日発行 年額1,500円 (送料込、会員は会費を含む) 〒113-0034 東京都文京区湯島2-4-4 平和と労働センター・全労連会館6階 発行責任者：岩永千秋 Tel (03) 5842 - 5601 Fax (03) 5842 - 5602 http://www.inoken.gr.jp e-mail: info@inoken.gr.jp
	<p style="text-align: center;">職場でのメンタルヘルスや健康を守り、ディーセントワークの実現へ</p> <p style="text-align: center;">全国で26番目、愛媛県センター設立</p>	

職場でのメンタルヘルスや健康を守り、ディーセントワークの実現へ

全国で26番目、愛媛県センター設立

4月14日、愛媛生協病院で「働くもののいのちと健康を守る愛媛県センター」の設立総会をおこないました(写真)。全国で26番目の開設となり、この間ご支援いただいた全国センター、各地方センターの皆様に感謝を申し上げます。

センター設立に至る経過

今年で4回目となる働くもののいのちと健康を守る中国四国ブロックセミナーに4年前から参加し、各地域のとりくみを学ぶ機会を得ました。

また、全労連が2年前に運動方針で「ディーセントワークの確立」を掲げたことを契機に、県労連内でディーセントワークとは、その課題はなにかと議論を重ね、毎月の宣伝行動とともに最賃や均等待遇などをテーマにディーセントワーク学習会をはじめました。その一環で、田村昭彦全国センター副理事長に講師をお願いし、いのちと健康を守る運動について学ぶ機会をつくりました。2011年春闘では、「職場の労安活動強化、いのちと健康を守るとりくみ」を位置づけ、全国センターから全労働の古市泰久さんを派遣していただき、県春闘共闘会議主催ではじめて労働安全衛生講座を持ちました。

こうしたなかで、民医連と愛媛労連の間でセンター設立にむけた協議をおこない、昨年9月の愛媛労連定期大会で「いのち健センター設立」を方針化し、準備会を立ち上げました。

労働者の状態悪化に対して

こうした取り組みの背景に、職場でのメンタルヘルス不全などに苦しむ労働者の増加と深刻化があります。松山市内で職場復帰の支援などに取り組むNPO法人「こころ塾」には年間1千件の相談が寄せられており、行政機関にも某大な相談が寄せられています。松山労基署の調査では300人以上の事業所の7割に1カ月以上休職した労働者がいました。愛媛労連労働相談センターにもメンタルに関するもの



やパワハラに関する相談が増えています。

昨年松山市役所で22歳の青年が過労で自死し、遺族が労働組合に加入して公務災害認定を求めてたたかいはじまりました。

民間職場でパワハラに起因する労災認定の取り組みも進んでいますが、追い込まれている労働者の姿が浮かんできます。

安全衛生問題に強い労働組合、活動家をつくることの緊急性を痛感します。

今後のセンターの運動にむけて

4月14日の総会は、新聞、テレビで報道され、関心の高さを感じました。

6月9日～10日には第4回中国四国いのち健セミナーが愛媛大学で開催されます。センターを地域の働くもののいのちと健康を守る砦として仲間と育てていきたいと思えます。

(愛媛県センター事務局長 竹下 武)

〈今月号の記事〉

過労死をおこさない職場づくり	2面
シリーズ 安全衛生活動の交流 (第11回)	3面
各地・単産 埼玉/北海道/広島/新聞労連 建交労四国/MIC/建設アスベスト 中央生公連/大阪	4面～6面
シンポ「原発の安全性と原発労働を考える」	7面
パブリックコメント	8面

愛媛

過労死をおこさない職場づくり、メンタル対策の重視を

自治労連愛媛県本部が知事に要請書を提出

自治労連愛媛県本部は3月7日、愛媛県知事に「自治体職員の『労働時間管理』『長時間・過密労働の縮減』『健康障害防止』にかかわる要請書」を提出しました。

昨年9月、松山市役所の職員(当時22歳)が、入庁5ヵ月で自死されました。遺族らは、長時間の過重労働によるストレスが原因だとし、市当局に対し、謝罪や再発防止、公務災害の認定を求める申し入れを行いました。

市が遺族に提供した出勤簿記録によると、故人の4月から9月までの時間外勤務の合計は約312時間で、亡くなる直前の8月は、約114時間でした。

松山市職労は、二度と起こさない職場づくり、メンタル対策を重視し、要求書提出、団体交渉を行ってきています。

愛媛県本部は2月20～24日、愛媛労連春闘キャラバン行動とあわせて、各市町へ「自治労連県本部統一要求書」を提出し、各市町の「労働時間管理」「長時間・過重労働の縮減」「健康障害防止」にかかわる現状や問題意識について懇談してきました。懇談では、自治体職場での「労働時間管理」「長時間・過重労働の縮減」「健康障害防止」への関心と対策強化の認識が、労使双方の立場で高まっていることが示されています。

また一方、厚生労働省「通達」「通知」にもとづく「労働者の労働日ごとの始業・終業時刻の確認・記録」「労働者の時間外・休日労働時間に応じた面接指導等の実施」などが、人事担当部局のところでも所属長のところでも、十分に措置・実施しきれていない実状と悩みが集約されています。

自治体職場の長時間・過重労働、健康障害・メンタルヘルス不全等の背景には、健康で安心して働きつづけることが困難な職場実態(地方公務員の定年退職者の割合57.3%：2010年度)や、愛媛では市町村合併により市町職員が12%削減された職員定数管理の問題があると考えられます。

こうした問題の抜本的解決をはかるための取り組みとあわせ、当面「労働時間管理」「長時間・過重労働の縮減」「健康障害防止」の対策を早急に強化することを要請で求めました。

【愛媛県知事への要請事項】

1. 自治体理事者の責任で、職員の労働日ごとの始業・終業時刻を確認し、記録・保存するよう、県として助言を行うこと。
2. 時間外勤務については、事前命令・事後確認・個別命令の『原則』を、自治体理事者の責任でより徹底するよう、県として助言を行うこと。
3. 自治体理事者の責任で、時間外・休日労働時間に応じた面接指導等の実施を行うよう、県として助言を行うこと。
4. 自治体理事者の義務として、安全衛生委員会を毎月1回以上開催し、長時間・過密労働による労働者の健康障害の防止をはかるための対策の樹立と実施をはかるよう、県として助言を行うこと。

(自治労連速報第1057号より転載)

第8回労働安全衛生中央学校(7月7日～8日・東京)

記念講演の講師紹介

第8回労働安全衛生中央学校では、龍谷大学名誉教授の萬井隆令氏(写真)に「原発労働者の実態と雇用政策」をテーマに記念講演をお願いしました。



萬井氏は社会学・労働契約論を専門とされ、派遣労働や偽装業務請負など現在の雇用に関する問題について多数論文を発表しています

福島第1原発では、1日に約2000人が働いているといわれていますが、80%が東電社員ではなく、協力企業従業員です。下請け構造のもとで、賃金のピンハネが激しく行われ、労働実態も安全も把握できていない状況が広がっています。

関越高速のバス事故の問題は夜間労働の問題とともに、運転手の雇用形態や業務の契約構造が、安全

の問題に深くかかわっていることを明らかにしました。

記念講演では、現在の雇用問題の縮図ともいえる原発労働の実態を通じて“働き方・働かせ方”を考えます。

◇職場巡視・実習コースへの参加を

労安活動の実際を学ぶ場として、「職場巡視・実習コース」を、講義に先立って行います。服部真医師(労働衛生コンサルタント)の指導のもと、職場を見回ります。巡視後はグループ討議を行い視点を深めます。ぜひ、積極的な参加を。

【職場巡視】

日時：7月7日(土) 9:00～12:00

場所：あかつき印刷株式会社(代々木駅)

*参加費は労安学校受講料に含まれます。先着15名。

健康対策こそ労働組合の活動の柱

福祉保育労は、民間の社会福祉施設や保育園で働く職員の労働組合です。職種は保育士だけでなく栄養士・調理師・生活指導員・ヘルパー・事務員など様々な職種の人がいます。東海地方本部は組合員約800人で活動しています。

事業者・法人は40におよぶ産業別労働組合です。

予防に活かす 労使共同の「健康調査」の取り組み

福祉・保育職場は、けいけい腕障害・腰背痛症という職業病の出やすい職場です。1970年代は貧しい保育政策の中で、これらの職業病が多発しました。労働組合は「職業病認定闘争」を取り組み、国・自治体に向けての制度改善要求（主に人員配置基準）闘争や職場での環境改善に取り組みました。そして、1986年度より、民間福祉保育の労使と病院とで、予防に活かす「健康調査」を始めました。26年の歴史を積み重ね、2011年度からは、民間の福祉・保育・学童職場の労使と医師・研究者で「NPO法人けんこうを支える会」を立ち上げ、取り組んでいます。

《調査と結果返し》

調査は、毎年5月に職場へ案内を送り、6月に健康調査（アンケート調査表に記入して返送）を行います。けいけい腕障害や腰背痛、メンタルヘルスに関わる項目があります。それぞれがどういう状態かということと、必要があれば専門医への受診を勧めることなど記入された結果を、8月に本人に通知します。また2年に1回はアンケート調査に加え、垂直跳び・自転車こぎ・前屈・腹筋や骨密度調査も入れた体力測定を行っています。健康調査や体力測定の結果は、個々に返すだけでなく、そこから見られる全体的傾向や、保育園と学童での傾向の違い、骨密度と年齢・体重との関係を分析した解析報告学習会を行っています。労使が共にこの学習会に出ることで職場の安全衛生への意識が高まります。2011年度については、「福祉保育労働者の健康を考える」と題して設定し、解析報告の他に、医師による「メンタルヘルス—職場・管理者・同僚の取り組み」という講演も行いました。

労働安全衛生法に定める健康診断は各事業者が行っています。「NPO法人けんこうを支える会」が行う健康調査はプラスアルファの取り組みなので、職場として位置づけて行くか、そうできないところは分会や希望者で申し込みます。組合としては、費用は各事業者で負担するよう要求運動を行っていますが、本人負担のところもあります。2011年度は、福祉保育学童全体で484人が受けました。

《現在の状況》

今は、以前に比べ、けいけい腕障害や腰背痛症は減り、

重症度が少なくなっています。この職業病の理解が深まり、作業姿勢や休憩時間の確保などについて、雇用主や働く人の意識が向上したことによる大きな成果だと思えます。しかし発症がゼロになっているわけではありません。新入職員は作業姿勢について知識がないので、毎年、調査による啓蒙や学習が必要です。各職場への出張学習会も積極的に行っていこうと話しています。



学習会の合間にストレッチ

「職業病対策部」としての取り組み

東海地本では、「職業病対策部」を設置しています。2カ月に一度、各支部から担当者が集まり、支部内の職場での病休者の有無や職員の健康状況、健康対策の取り組みなどを交流しています。そして、組合として健康対策に必要なことを話し合い、先の「健康調査」同様、実行に向けて取り組んでいます。

最近では、各職場で安全衛生委員会や産業医の設置が必要なことを、各分会だけでなく雇用側にも発信し続け、2008年度に16カ所の保育園で産業医の配置（産業保健推進センター「小規模事業所保健活動支援助成金」の利用を紹介）が実現できました。今は22カ園+1法人に広がっています。産業医の職場巡視では、危険箇所指摘や改善策の提示、労働姿勢についてのアドバイスを受けています。それをもとに安全衛生委員会や職員会・分会で話し合うことができます。また個別相談にも応じてもらえ助かっています。

「職業病対策部」では、けいけい腕障害や腰背痛症の病休者に対する「リハビリ相談」も行っています。病休期間から、いきなり一人前に復帰するのは無理な病気です。過去からのノウハウを活かし、どの時期にどんな作業を増やしていくか、医師の指示と本人の訴え、分会のしている様子、そして職場状況等を聞いていっしょに考えています。

健康問題（対策）こそ、労働組合の要求活動の一番の課題・活動の柱です。全国センター通信からは学ぶことが多く活用しています。福祉保育労東海地本は、誰もが健康で生き生きと働き続けられる職場作りをめざし、「職業病対策部」を中心に、これからも取り組みをすすめていきます。（全国福祉保育労東海地本書記長 藤原佳子）

各地・各団体のとりくみ

埼玉

**被曝医師肥田舜太郎氏が記念講演
第13回総会を開催**

第13回埼玉センター総会は、伊藤明生理事長の開会挨拶、岩永千秋全国センター事務局長の来賓挨拶の後、元気に全国を講演行脚しておられる被曝医師肥田舜太郎さん(写真)をお招きし、記念講演「内部被ばくの真実—ヒロシマからフクシマへ—」をお願いしました。



肥田さんは、28歳のとき、ヒロシマで被曝。以来67年間で、被曝医師として6000人余の被曝者に寄り添い、世界中に内部被曝の脅威と核廃絶を訴えてこられました。

とても95歳とは思えぬ澁冽とした語りで参加者に訴え、1945年8月6日の臨場溢れる軍医の話から始め、最後は、参加者に、内部被曝の怖さを知りえた以上、生活の仕方や働き方を見直し、次世代のために核兵器をなくし、原発をとめるというたたかいに尽くそうと結びました。

定期総会では、11年度の活動報告、決算報告、監査報告。12年度の活動方針、予算案が提案され、いずれも承認されました。

結成以来、紆余曲折がありましたが、地方センターはどうあるべきか、そのあり方を追究してくる中で、ここに来て、数年前からの訪問活動の成果が実り、各団体と多様な共同や、地域・職域保健連携事業などへの関わりは言うまでもなく、学習や支援活動、通信の発行など、規約に基づく活動の基盤づくりが出来てきたというのが到達点と言えます。(埼玉センター 矢木 毅)

北海道 全道いっせいアスベスト相談会始まる

4月21日の札幌の相談会(写真)には、来所者12人、電話14人から相談が寄せられました。



日本最大の石綿採掘場だった富良野市の野沢鉱山(廃坑)で20代から石綿を輸送していた62歳・男性の妻から「7年前から体調不良で中皮腫と診断されました。兄も中皮腫でした。労災申請できますか」と相談。約30年石綿保温材を扱う仕事に従事した71歳の男性は「胸膜プラークがあり手帳の交付を受けたが労災はどうか」など7人から労災申請の相談がありま

した。

ダクト工50年の男性は「口腔癌で手術し、CTで肺のプラークを指摘された。手帳を申請したい」と相談。他5人が健康管理手帳の申請手続きを相談しました。また「父親が38年前石綿肺がんで亡くなり、母が労災給付を受給していた。損害賠償が可能か」など遺族が救済法や損害賠償を相談するケースが2例ありました。

「かつてアスベストを扱っていて不安だ」「息切れがあるが病院から何もいわれない」など医療や健診の相談が6人からありました。

その他、切実な相談が寄せられました。まだ潜在患者が多く実態把握と、適切な治療や補償を促す必要性が一層明らかになった相談会でした。

翌、22日は函館で相談会が行われました。

船員の63歳・男性は「船員健康管理手帳(石綿)をもって胸膜プラークがある。労災申請が可能な症状なのか知りたい」と相談。

68歳・男性の妻は「夫は16歳から64歳まで塗装工、30歳代で自営業(労災特別加入不確認)だが右下葉肺がんで入院中。生活保護を受けている」と不安な様子で相談。まず特別加入を確認してから、労災か救済法かを判断することになりました。

解体工の43歳・男性からは「アスベストを吸引していると思う。昨年肺がんで手術し現在通院中。不安だ」と相談しました。全体で16人の相談があり、10人が健診を受ける事になりました。

5月12日の帯広の相談会には12件の相談が、13日の旭川の相談会には3件の相談が寄せられました。

5月19日室蘭、20日釧路、6月2日には北見でそれぞれ初めて相談会を開催します。

(北海道センターにゆーすNo329より転載)

広島 健康ウオーク、46人・大崎下島を歩く

4月28日、いの健広島・春の健康ウオークが大崎下島を舞台に行なわれました。46人が参加しました。

まず海の駅・小長港から御手洗地区へウオークしました。2kmちょうどの距離で海風に吹かれながらそれぞれのペースで歩きました。江戸時代の面影を残す風致地区・御手洗では観光ガイドの方の案内で歴史を散策しました。それから高台にある「歴史の見える丘」にむかい、地元のタコ弁当を楽しみました。250段の階段の先にあった展望台からは遙かに多島美、眼下に御手洗の町並みが望まれました。昼食の後はそれぞれ思いを持って町並みや海岸線を散策しました。今回の最年少は5歳でした。疲れをみせずバスの中でもおしゃべりと歌で車内をなごませ幸せ気分にしてくれました。

潮待ち・風待ち港として繁栄し独特の歴史をもつ大崎下島。薫風の中で多島美や歴史を堪能した「健康ばんざい」の一日でした。

(「いのけん広島たより」No359より転載)

各地・各団体のとりくみ

**新聞
労連**

**パワハラ・睡眠・惨事ストレスを学ぶ
睡眠5時間以下ではリスク高まる**

「ストレスとその対策、パワハラとメンタルヘルスと睡眠」をテーマに労働安全衛生部が主催する「労安学校」が4月27・28日の両日、東京都内で開催された。パワハラ問題を取り巻く環境や過労死と睡眠の関係、災害にかかわる人の惨事ストレスについて全国の各単組から集まった13人が理解を深めた。

初日は、東京大学大学院の津野香奈美さんが「職場のパワハラの定義とその意義」について講演した。職務上など職場内の優位性を背景に業務の適正な範囲を越えて精神的・身体的苦痛をあたえることを「職場のパワハラメント」と呼び、パワハラをなくするためには労使が予防・解決に取り組むべきであると指摘。一例として研修・相談窓口などを設置し、相談担当者は被害者本人が出来る解決策と一緒に考えることが重要であると指摘。引き続き、労働科学研究所の佐々木司さんが「『過労死』しない・させないための睡眠衛生学」について講演した。レム睡眠は心拍数が上がり睡眠中に亡くなる人はレム睡眠が影響している。5時間以下の睡眠だと脳・心臓疾患リスクが高くなり、過労死しないためには睡眠時間と睡眠の質が大切。また、夜勤労働者は癌になるリスクが高まり、リスク軽減には仮眠をとることが重要であると説明。

二日目は、川崎医療福祉大学の福岡欣治さんが「東日本大震災報道陣の惨事ストレスアンケート調査報告」を解説。震災後の職場の中での問題として「上司と報道方針について意見が合わなかった」という回答が多く、上司と意思疎通がうまく図れなかったことが指摘されたが、震災直後から1カ月間は上司の配慮で適時休めたという回答が4割近くあった。しかし、1年後の現在は休みづらくなっていることが報告された。

(新聞労連 藤井峰之)

**建交労
四国**

**「四国トンネルじん肺闘争」から24年間・
じん肺根絶・基金制度創設を確認**

記念集会 & 組織拡大決起集会開催



建交労四国労職部会は3月27日、徳島県池田町で「四国トンネルじん肺記念集会」&「組織拡大決起集会」を開催しました。四国から80人、愛媛から17人が参加しました(写真)。

社会の発展のために、地底でトンネル工事に従事し「じ

ん肺」により無念な思いを残して逝った700人余の原告のご冥福を祈り、日本から悲惨なじん肺を根絶させる決意を誓いました。

組織拡大決起集会では、愛媛から大西書記長が「愛媛県本部の組織拡大の取り組み」として、全自治体での健康相談会の取り組みや、しまなみ分会の拡大の成果などを報告しました。

また、高知からは振動障害不支給取り消し裁判、徳島からは社会復帰運動などの取り組みが報告され、今後も組織拡大に全力で取り組むことが確認されました。

(建交労愛媛県本部ニュースNo58より転載)

MIC

パワハラの定義、構造、手法を学ぶ

パワハラと過労死を考える学習会

日本マスコミ文化情報労組会議(MIC)のちと健康対策委員会は4月19日、都内で『パワハラメントとは～パワハラと過労死を考える』をテーマに、NPO法人サポートハウスじょむカウンセラーの高山直子氏を講師に迎えて学習会を開きました。

高山氏は、『ハラメントとコミュニケーションの違い』と題した講演で、パワハラ

の定義について「どれくらい執拗・継続的だったかが重要」と解説した上で、参加者に個別ケースの印象を聞き、回答にかなりのバラツキがあったのを受け、「労働組合の人間でさえこれだけ感覚が違う」と法整備の難しさを説明。また、パワハラ

の構造について「加害者の目的が攻撃や支配・コントロールなのに対して、被害者の目的は意思の疎通・コミュニケーション。目的が違う2人は交わらず、加害者がエスカレートするのがよくあるケース。被害者が努力してもハラメントは解決しない」と指摘し、「誰でも加害者になり得る。コミュニケーションしようとする意識があれば、どこかで交わるはず」と加害者にならない心構えを訴えた。また、同氏はハラメントリスクを下げる手法として、①誰かを同席させて1対1は避ける②一人で抱え込まず早めに誰かに相談する③出来るだけ対面でコミュニケーションを取る④相手に答える幅を持たせる⑤相手の意思の確認をその都度していく⑥役割として言っていることを伝える一等を紹介し、「『私はこう思う』『あなたは どう思う?』という話法がポイント。『私は～』だけだと自分の価値観を押しつけているだけで、ここに職務上の上下関係が入ってくるとパワハラになる可能性が上がる」と指摘し、「情報を引き出すのがコミュニケーションで『一緒に考えよう』というのはコミュニケーション上のマジックワード」と、コミュニケーションによる信頼関係構築の重要性を訴えました。

もう1つのテーマである過労死では、東京過労死を考える会代表の中原のり子さんと尾林弁護士が、過労死認定裁判の現状報告と過労死防止基本法を求める100万人署名への取り組みを訴えました。

(MIC 松永康之輔)

各地・各団体のとりくみ

**建設
アスベスト**

**提訴から4年、東京地裁の結審迎える
判決の言い渡しは、9月26日**

4月25日、東京地裁で首都圏建設アスベスト訴訟第23回期日の裁判が開かれました。全体で、450人、東京土建からは、261人(内、原告93人)が集まりました。

法廷の中では、原告二人と弁護団の意見陳述が行われました。最初に千葉の原告で、遺族の飯島さんから、幼い子ども二人を残し胸膜中皮腫で亡くなった夫の苦しみと辛い看病の日々、生活を支えるための苦労が涙をこらえながら語られ、法廷の中は傍聴者のすすり泣く声で包まれました。次に原告団長の宮島さんが、原告団を代表して裁判官へ「正義を貫く公正な判決を頂きたい」、「勝訴判決の旗出しを見るまで死ねない」と訴えました。

弁護団からは、石綿被害が建築業に集中している要因、国の責任、被告メーカーらの責任、悲惨で深刻な石綿被害について語られました。

最後に裁判長が、9月26日午後3時に判決を言い渡すと宣言し、法廷を閉じました。

その後、司法記者クラブに於いて記者会見が行われ、弁護団の山下幹事長、佃事務局長、宮島原告団長(東京)、寶田副団長(東京)、八鍬副団長(東京)、大坂さん(埼玉原告)、町田さん(千葉原告)が参加し、裁判結審の報告をした後で、それぞれの原告から被害の実態が語られました。

星陵会館では、報告集会が開催され、全国から建設アスベスト訴訟をたたかっている仲間、支援団体、佐田玄一郎氏をはじめ10人の国会議員が参加され力強い励ましの言葉を戴きました。集会参加議員は以下の方々でした。橋下勉(民主)・谷博之(民主)・初鹿明博(民主)・吉川政重(民主)・佐田玄一郎(自民)・宮本岳志(共産)・田村智子(共産)・服部良一(社民)・吉田忠智(社民)・阿部知子(社民) (東京土建 高見京子)

**中央生
公連**

労災職業病の根絶めざし、労働安全衛生世界デーに取り組む

生活関連公共事業推進連絡会(中央生公連)、建設関係労働組合首都圏共闘会議、働くもののいのちと健康を守る全国センターの3団体は



「4・28労働安全衛生世界デー」にとりくみました(写真)。今年は28日が土曜のため1日前に実施。3団体は、厚生労働大臣にたいして、建設産業における労働安全衛生行政の強化等を求めて交渉しました。行動には構成団体の都市労・水資労・国土交通労組・建設関連労連・建交労・いのちの健全国センター・建設首都圏共闘の代表など約20人が参加しました。

日本では全産業で毎年10万人を超す労働災害死傷者が発生しており、脳疾患及びメンタルヘルス、アスベスト疾患などが急増しています。とくに建設業の死傷事故が増え続けています。代表からは建設労働者代表による監視体制の確立、一人親方などをILO198号勧告(雇用関係)にもとづき労働者として確定すること、じん肺・アスベストの根絶、原発事故による放射線にたいする安全対策の予防・防止などを強く要求しました。

「世界デー」のとりくみはILO(国際労働機関)が2003年に提唱して、世界的にも4月28日にあわせてとりくまれています。官民の建設労組で構成する生公連は2006年からとりくんでいます。(建交労 神田豊和)

大阪

**（株）野村製作所（JMIU労組）を見学
安全衛生パトロール月2回実施**

大阪センター第5回職場見学は、4月16日、岸和田市内工業団地に所在する野村製作所の本社・工場を見学しました。専任講師の近藤雄二先生を筆頭に8人が参加しました。



整理整頓が行き届いた工場内

野村製作所は、機械工場などで金属を加工する産業工作機械を作っています。従業員は90人余で機械金属工業では中堅企業メーカーです。創業から百年の歴史をもち、現在の会社は、労働組合JMIUが、親会社による「会社精算・全員解雇」の攻撃をはねのけ、2001年に社名を引き継いで新会社を設立したものです。当時の組合の委員長が今の社長です。

安全衛生問題では、労働災害の少なさが特徴です。

休業を要しない小さなケガは今年2件発生しましたが、休業災害は712日間連続ゼロが続いています。

取り組み面では、月1回の安全衛生委員会以外に安全パトロールを月2回続けています。

また会社独自の細かな安全基準をイラストでKYKを活用して「安全の心得」を解説する新入社員用の教材を作り普及しています。

仕事でケガした人には職場の安全委員になってもらい自覚を高めていただくことなどが特徴です。

会社常務と組合委員長の案内で作業場を見学しました。騒音が小さいこと、整理整頓が行き届いて通路が広いこと。天井も高く圧迫感がありません。バタバタ作業している方は見なかったことが参加者の印象です。

時間外労働の36協定も月30時間で、緊急の時、労使で協議して特別条項として扱います。

このような落ち着いた職場の雰囲気は災害の少なさにも貢献していると思われました。

(大阪センター 重田博正)



原発も人間が介在しなければ成立しない

全労連が日仏シンポ～原発の安全性と原発労働を考える～

4月26日、東京ガーデンパレスでフランスの原発労働者を招いたシンポジウムが開かれました(写真)。全国労働組合総連合(全労連)が交流を進めてきたフランス労働総同盟(CGT)傘下の、CGTエネルギー労組の2人を招き行われたものです。

安全確保するのは技術ではなく人間

ブリュノー・ブランション(CGT全国書記・原子力政策担当)さんは、フランスの原子力に関する機構を説明。HCTISN=原子力安全性情報と透明性に関する高等委員会は、労働者・電機会社・民間団体代表で構成され、大きな権限を持っています。

「福島事故の状況がひどく、衝撃を受けた。見直し策としては、確率はゼロではない・事故は単独の原因で起きるのではない・管理の方法はどうだったか」という点から考える必要がある。また、安全=技術の問題と考えがちだが、「人間の問題」と語りました。

フランスでは、原発は20年で飛躍的に向上しましたが、労働者の安全衛生は悪化していると言います。

パスカル・ランボレーズ(同・国際担当)さんは、福島に汚水処理装置などを提供した世界最大手の原子力産業・アレバ社の社員です。パスカルさんは、「原発でも、人間は基本的要素。人間が介在しなければ成立しない。電力供給は、目的・デザインに合ったように、低コスト・安全な運用をされるべき。利益を追求することに使われるのは許せない」と語りました。「今の日本の原発に関する状況は、政府と現場や国民との対話が無く、足を止めてたたずんでいる」。

なお、CGTは、日本だけでなくロシアのエネルギー労連とも交流を行っています。

日本は、科学的判断より政治的判断で動く

日本側からは、岩井孝(原研労委員長)さんと館野淳

(元中央大学教授)さんが登壇しました。

岩井さんは、原子力関係唯一の労働組合として「組合の要求・追及は、働くものとしての責任で」行ってきました。福島原発事故後も、除染活動や何が起きたかの追



及をしました。「日本の原発は、科学的判断より政治的判断で動いている。頭にあるのは、自分たちの立場を守ること。そういう問題ではない」。

館野さんは、事故の経過・現状・収束の見通しについて登壇しました。「事故の原因(遠因も含めて)にはマンとマシンがあるが、事故調査は現場のマンの問題を見るべき」と語り、過去の原発関連事故などで見える事故調査・発表の問題点を指摘し「科学的判断を」と話しました。

また、現状では特に水の汚染が深刻で、海洋だけでなく、このまま放置すれば地下水も汚染される恐れがあるとのこと。高レベル廃棄物処理の問題、今後何十万年もかかるかもしれない廃炉の課題などについても触れました。

まとめのコーナーでは、「労働者の旗を振ってみんなでやろう。社会・国民に影響があることは、要求をしていこう」という発言がありました。

(全国センター事務局員 宮沢さかえ)

シリーズ 相談室だより (64)

「パワハラ」の提言、血を通わせるのは活用、取り組みいかん

3月15日に厚生労働省「職場のいじめ・嫌がらせ問題に関する円卓会議」による「職場のパワーハラスメントの予防・解決に向けた提言」が出ました。

東京センターにもパワハラに関わる相談が多数寄せられています。被災者は、パワハラによりうつ病などの精神疾患を発症し、休職に追い込まれ職場を追われるという深刻な事例も多くみられます。しかしパワハラの加害者は、自分がパワハラの発信者・加害者であることの自覚がないか、あるいは意図的に糊塗してしまいます。いつも被災者はそれで悔しい思いにさせられます。その意味ではやっとなパワハラ定義の上に、その予防と解決策

が提言されたことに歓迎する声が多いようです。「提言」は1、(問題の所在)から始まり、2、(問題に取り組む意義)、3、(予防・解決に向けた取組)として、企業、労働組合、一人一人の取組、トップマネジメントや上司への期待、そして政府や関係団体に期待すること、「おわりに」では「この提言は、職場からパワーハラスメントをなくし、働く人の尊厳や人格が大切にされる社会を創っていくための第一歩である」と位置付けています。「別紙」では「職場のパワーハラスメントの概念」が定義されています。この「提言」を血の通ったものにするかどうかは、私たちの活用・取り組みいかんにかかっています。

(東京センター 色部 祐)

パブリックコメント

「国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針の改正」(案)への意見

2012年5月11日 働くもののいのちと健康を守る全国センター 理事長 福地 保馬

1. 国民の健康権を実現すること、国の公衆衛生向上および増進に努める責務を「方針」に明記する。

以下に国民の健康権および国の責務は明示されている。

憲法第25条 「すべて国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する ②国はすべての生活部面について、社会福祉、社会保障および公衆衛生の向上および増進に努めなければならない」

経済的、社会的および文化的権利に関する国際規約第12条 「すべての者が到達可能な最高水準の身体および精神の健康を享受する権利を有する」

WHO健康の社会的決定要因に関する委員会最終報告「一世代のうちに格差是正を」第10章活動領域1「政治の最も高いレベルで健康および健康の格差是正への活動に責任をもつこと」

2. 健康格差の基礎として健康の社会的決定要因があることを明示し、「個人で達成すべき目標」だけではなく、健康の社会的決定要因の改善の目標を明らかにし、政府・公共団体の取り組み、地域社会、企業、研究機関・研究者などそれぞれの分野で取り組むべき課題を明確にし、「方針」に記載すること。厚生労働行政の枠組みを越える分野については、厚労省から提起し、政府全体の目標として確認する。以下に課題を示す。

①生まれ出た児童の生命が守られ、児童の全面的な(身体的、社会的、感情のおよび言語認知的な)発達が促進される社会の実現。

- ・低体重児の出産の減少。
- ②健康な居住環境を整える。
 - ・自治体の政策と都市計画の中心に健康と健康格差是正を置く。
 - ・歩行者用道路や自転車専用道路やレクリエーション施設の整備。
 - ・大気汚染、排気ガスの問題、産業廃棄物の処理など環境汚染、公害をなくす。
 - ・原子力発電所の廃止、環境中の放射能の測定、および放射能除染の実施。
 - ・福島県民と福島第一原子力発電所事故により放射線曝露を受けた者の生涯健康管理の実施。
- ③完全雇用の達成と公正な雇用、ディーセントワークの実現を国の雇用政策の基本とする。

- ・労働時間の上限規制を行い、長時間・過密労働を是正し、過労死を根絶する。
- ・深夜労働、深夜業務を厳しく制限し、徹夜労働を含む交代制労働を規制する。
- ・非正規労働者の待遇改善に向けての法制度を整備する。正規労働者と非正規労働者の差別を撤廃する。同一価値労働同一賃金の原則を導入する。
- ・労働災害・職業病の予防を強化し、根絶に向けた対策

をすすめる。
 ・すべての就業者に安全衛生に関する法律・制度を適用する。

- ・職場の危険有害環境を改善するための法制度の整備
- ・中小零細企業での労働安全衛生向上のための施策を充実させる。
- ・就業者のメンタルヘルス対策のため有効な施策やプログラムの立案・普及を図る。
- ・障害者とその障害に応じて働ける雇用環境を整える。
- ・産業専門職による質の高い産業保険サービスを実施するための法制度を確立する。
- ・安全衛生に関する研究・調査体制の充実を図る。
- ・適正な下請け単価の実現など公正な取引の実現。

④すべての人が健康で文化的な生活を営むことができる、ライフステージ全体にわたる社会的な保護システムの確立。

- ⑤平等、疾患予防、健康増進の原則に基づいたヘルスケアシステムを構築する。
- ・40歳以上の成人の全てが職場あるいは地域で健康診断を受診できるようにする。
- ⑥健康に影響のある嗜好品の制限。

- ・たばこについてはたばこの健康影響についてパッケージに明示することを義務づける。
- ・アルコール飲料の自動販売機を規制する。

⑦塩分や高カロリーの摂取の低下につながるように、加工食品については食品中の塩分、カロリーの表示の拡大をはかる。

- ⑧性差別を撤廃する。
 - ・労働の場での性差別をなくし、均等待遇を実現する。
 - ・性差医療、生殖医療の拡充。

3. 健康の格差是正、健康の社会的決定要因についてのモニターシステムを確立する。既存の国民健康・栄養調査、都道府県健康・栄養調査、国民生活基礎調査、健康診査、保健指導、地域がん登録事業、疾病の各種統計、診療情報明細書情報など既存の統計のみならず、新たに健康格差、健康の社会的決定要因の遂行指標など、モニターシステム確立のため専門家の検討会を設けて検討し実施することを「方針」に入れる。

4. 保健医療の人材養成および国・地方自治体の健康政策作成者、担当者の養成に健康の社会的格差および社会的決定要因の視点を据えることを「方針」に記載する。

5. 健康格差是正、健康の社会的決定要因について学際的な研究が進むように支援することを「方針」に記載する。

6. 健康の社会格差、健康の社会的決定要因について国民の意識向上を喚起する方策を講じることを「方針」に記載する。